

セーフティネット保証制度 5号指定業種の再指定について

平成30年9月
(公社)全日本トラック協会

1. セーフティネット保証(5号)の指定業種について

トラック運送事業が継続してセーフティネット保証(5号)の業種指定を受けるため、各都道府県トラック協会の協力を得て3ヵ月毎に実態調査を実施。その結果を基に、国土交通省を通じて、中小企業庁に対して申請を行っている。

トラック運送事業は、セーフティネット保証の認定業種として平成10年7月から平成30年9月末まで継続して指定されていたが、今般さらに平成30年10月1日~12月31日についても引続き業種指定されたことが、9月20日に経済産業省・中小企業庁から発表された。

業況の悪化により経営の安定に支障をきたしている業種は、中小企業庁から指定を受けることでセーフティネット保証の特例措置が適用される。^{※1}

※1 セーフティネット保証5号の指定業種の推移

指定期間	平成29年 7月1日 ~ 平成29年 9月30日	→ 184業種
	平成29年10月1日 ~ 平成29年12月31日	→ 161業種
	平成30年 1月1日 ~ 平成30年 3月31日	→ 191業種
	平成30年 4月1日 ~ 平成30年 6月30日	→ 179業種
	平成30年 7月1日 ~ 平成30年 9月30日	→ 193業種
	平成30年10月1日 ~ 平成30年12月31日	→ 167業種

2. セーフティネット保証制度とは

セーフティネット保証制度は、中小企業信用保険法第2条第5項第5号(全国的に業況の悪化している業種に属する中小事業者)にもとづき業種指定を行い、指定業種に属する中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際、信用保証協会がその債務を保証する制度。

これにより、金融機関の貸し出しリスクが信用保証協会によってカバーされるため、中小企業者は融資を受けやすくなる。

3. セーフティネット保証(中小企業者)の認定要件の概要について

以下のいずれかの要件を満たすことについて、市区町村長の認定を受けた中小企業者が対象。

- (イ) 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少の中小企業者。
- (ロ) 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。

4. セーフティネット保証の特例措置について

① 保証限度額の別枠化：一般保証限度額とは別枠の保証限度額が設けられます。

	一般保証限度額		別枠保証限度額
普通保証	2億円以内	+	2億円以内
無担保保証	8,000万円以内		8,000万円以内
無担保無保証人保証	1,250万円以内		1,250万円以内

※ 金融機関や信用保証協会の金融上の審査(事業見通し、返済能力等)によって、実際に保証を受けられる額が決められます。無条件で倍額までの保証が受けられるものではありません。

② 保証割合 借入額の80%

③ 信用保証料率の引き下げ：一般保証の場合と比べて信用保証料率が引き下げられます。

	一般保証		信用保証制度特例措置
保証料率	年0.45 ~ 2.2%	+	概ね0.7 ~ 1%以内 特例措置による保証料率は信用保証協会ごと及び信用保証制度ごとに定められております。



セーフティネット保証5号の対象業種を指定します(平成30年度第3四半期分)

2018年9月20日

中小企業庁

▶ 中小企業・地域経済産業

経済産業省は、業況の悪化している業種に属する事業を行う中小企業者を対象とするセーフティネット保証5号について、平成30年度第3四半期の対象業種を指定します。

平成30年10月1日から平成30年12月31日までのセーフティネット保証5号(別紙1参照)の対象業種については、別紙の業種(別紙2参照)を指定します。

別紙1:セーフティネット保証5号の概要
別紙2:セーフティネット保証5号の指定業種
(平成30年10月1日～平成30年12月31日)

関連資料

- [別紙1:セーフティネット保証5号の概要\(PDF形式:142KB\)](#)^人
- [別紙2:セーフティネット保証5号の指定業種\(PDF形式:214KB\)](#)^人

担当

中小企業庁 事業環境部 金融課長 貴田
担当者:松原、大澤
電話:03-3501-1511(内線 5271～5)
03-3501-2876(直通)
03-3501-6861(FAX)

-  [ダウンロード\(Adobeサイトへ\)](#) ^人

1. 対象者

業況の悪化している業種に属する事業を行う中小企業者であって、経営の安定に支障が生じていることについて、市区町村長の認定※を受けた中小企業者。

※企業認定基準

指定業種に属する中小企業者であって、以下のいずれかの基準を満たすこと。

- イ) 最近 3 か月間の売上高等が前年同期比で 5 %以上減少している中小企業者。
- ロ) 製品等原価のうち 20 %を占める原油等の仕入価格が 20 %以上上昇しているにもかかわらず製品等価格に転嫁できていない中小企業者。

2. 保証限度額、保証割合、保証料率

保証限度額：一般保証とは別枠で、無担保保証 8 千万円、最大で 2 億 8 千万円

保証割合：借入額の 80 %

保証料率：保証協会所定の料率（0.7～1.0 %）